

川崎市上下水道局規程第42号

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（昭和47年川崎市水道局規程第18号）の一部を次のように改正する。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第7条関係）

年齢別最低保障額表

採用年齢	金 額
歳	円
18	185,800
19	189,100
20	192,400
21	195,100
22	199,300
23	202,700
24	206,000
25	211,500
26	215,100

2 7	2 2 0, 3 0 0
2 8	2 2 3, 5 0 0
2 9	2 2 6, 8 0 0
3 0	2 3 0, 0 0 0
3 1	2 3 3, 2 0 0
3 2	2 3 6, 4 0 0
3 3	2 3 9, 6 0 0
3 4	2 4 4, 4 0 0
3 5	2 4 7, 6 0 0
3 6	2 5 0, 8 0 0
3 7	2 5 3, 2 0 0
3 8	2 5 4, 8 0 0
3 9	2 5 5, 6 0 0
4 0	2 5 6, 4 0 0
4 1	2 5 7, 2 0 0
4 2	2 5 8, 0 0 0
4 3	2 5 8, 6 0 0
4 4	2 5 9, 4 0 0
4 5	2 6 0, 2 0 0
4 6	2 6 0, 9 0 0
4 7	2 6 1, 6 0 0
4 8	2 6 2, 4 0 0
4 9	2 6 3, 2 0 0
5 0	2 6 3, 9 0 0
5 1	2 6 4, 6 0 0

5 2	2 6 5, 0 0 0
5 3	2 6 5, 4 0 0
5 4	2 6 5, 8 0 0
5 5 歳以上	2 6 6, 2 0 0

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和 7 年 1 1 月 2 8 日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 この規程の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に上下水道事業管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して必要な調整を行うことが

できる。